



市県民税申告 所得税の確定申告は

2月1日(火)~3月15日(火)まで 正しくお早めに

確定申告の受付

★市役所での受付
 期間 2月1日(火)~3月15日(火)
 ※土・日曜日、祝日は除く。
 時間 9:00~11:30
 13:00~16:00
 会場 市役所福岡庁舎2階大会議室
 市役所津屋崎庁舎3階301会議室

★確定申告期間中における香椎税務署での日曜日の申告相談日
 日時 2月20日(日)、2月27日(日)
 9:00~17:00
 ※市役所では行っていません。

★問い合わせ
 香椎税務署 〒813-8681
 福岡市東区千早6-2-1
 ☎092-661-1031
 市税務課(福岡庁舎)
 ☎43-8117
 ※電話のかけ間違いにご注意ください。

申告受付時の注意点!

土地・建物や株式を売った人、配当や先物取引があった人、これらの損失を繰り越す人

市役所ではこれらの相談を受け付けておりませんので、税務署に直接申告してください。

また、青色申告・贈与税・相続税・消費税の相談も税務署でお願いします。

平成二十年度・二十一年度 市・県民税住宅借入金等特別税額控除の申告をした人

法律の改正により退職所得、山林所得、変動所得、臨時所得などがない人は、「市・県民税住宅借入金等特別税額控除申告書」の提出は必要

なくなりました。ただし、所得税の確定申告をする人は申告書に記載する項目がありますので、ご注意ください。

所得税と確定申告

所得税は、あなた自身が所得を計算し、税金を算出して納税する申告納税制度を採っています。確定申告をしなければならぬ人や確定申告をすれば税金が戻る人は、所得金額などを正しく計算し、期限内に申告してください。

所得税がかからないなら申告する必要はない?

所得税がかからない人でも市県民税の申告をする必要がある場合があります。市県民税の申告をしないと、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料の正しい算

定ができない場合があるからです。

昨年、市県民税申告をした人などには前もって市役所から市県民税申告書を送付します。送付されなくても、該当する人は忘れずに申告してください。ただし、所得税の申告をした人は、市県民税の申告は必要ありません。

収入が遺族年金・障害年金のみで、あなたも扶養していない人は市税務課までご連絡ください(電話で構いません)。

確定申告が必要な人とは?

- 商工業、農林漁業など個人で事業を営む人や保険の外交員など個人事業主として報酬をもらっている人
- 不動産を貸し付け、家賃や地代などの収入がある人
- 年金から所得税を源泉徴収されている人や源泉徴収されていない人も所得税を納付しなければならぬ人
- 給与所得者で、年間給与が二十万円を超える人や、年の途中で会社を退職して年末調整を受けていない人、転職や入社前の給与を含まずに年末調整を受けた人
- 生命保険の満期などのため積み立てた金額を上回る返戻金を受け取った人
- 住宅借入金等特別控除を受ける人

(一年目など)

- 医療費控除や雑損控除、寄附金控除など、年末調整ではできない所得控除の追加をする人
- 土地・建物などを売却した人や、株式の売買、株式などの配当収入がある人(ただし税務署での申告になります)

申告するとき必要なものは?

申告に際しては次のようなものが必要です。忘れた場合、申告を受け付けられないことがあります。

- 印鑑(認印可)
- 申告書が送られてきた人は、その申告書
- 給与、年金のある人は、源泉徴収票(源泉徴収票記載の住所と現住所が異なる場合は、住民票が必要です)
- そのほかの収入がある人は、収入・経費が分かる書類
- 生命保険料控除や地震保険料控除、旧長期損害保険料控除のある人は、保険会社などが発行した証明書
- 社会保険料控除のある人は、国民健康保険税や任意継続保険料、国民年金保険料、介護保険料などの領収書または証明書
- 本人または扶養親族が障害者控除に該当する場合は、身体障害者手帳、療育手帳および精神障害者保

健康福祉手帳、障害者控除対象者認定書

- 医療費控除を受ける人は、支払った医療費の領収書(市の国保などの健康保険組合が発行している医療費のお知らせは不可)と健康保険や生命保険などで補てんされる金額が分かるもの(事前に合計しておいてください)。
- 住宅借入金等特別控除を受ける人は、その必要書類
- 雑損控除を受ける人は、被害の内容を証明する書類
- 申告者名義の金融機関の口座番号(所得税還付の場合のみ)

税務署職員による申告相談

次の日程で税務署員による申告相談を行います。

- ただし、土地・建物、株式譲渡、配当所得などの申告については、相談を受け付けておりませんので、直接税務署へ申告してください。
- 会場 市役所福岡庁舎2階大会議室
- 期間 二月二十五日(金)~三月一日(火) ※土・日曜日は除く。
- 時間 午前九時~午前十一時半、午後一時~午後四時

郵送でも受け付けます

所得税の申告書を自分で記入した人は、税務署に郵送で提出することができます。

還付申告

をする人へ

次の日程で、税理士や税務署職員が所得税の還付申告の相談に応じています。還付申告をする人は、ぜひご利用ください。

ただし、事業などの収入がある人、土地・建物・株式を譲渡した人、贈与・相続の相談は受け付けておりません。

9ページ上段の「確定申告が必要な人とは?」で一定の要件に該当する場合、還付申告をすることで所得税が戻ってくる場合があります。

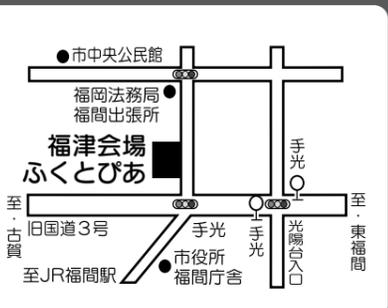
還付申告の際には、源泉徴収票や領収証、証明書、印鑑などが必要です。必要書類が不足した場合、申告を受け付けられないことがありますので、忘れずに持参してください。ご不明な点がありましたら、香椎税務署へ問い合わせください。

● 申告会場・受付期間

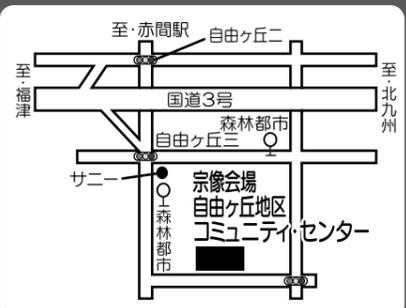
- ① 福津会場 ふくとびあ健康プラザ 一月二十五日(火)・二月二十六日(水)
- ② 宗像会場 自由ヶ丘地区コミュニティセンター(宗像市) 二月一日(火)~二月四日(金)

受付時間 午前九時半~午前十一時半、午後一時~午後三時

① 福津会場



② 宗像会場



問い合わせ 香椎税務署 個人課税第1部門 ☎092-661-1031